

八代市立千丁中学校
「いじめ防止基本方針」

令和6年5月改訂

【 目 次 】

- 1 本校のいじめ防止基本方針について
- 2 いじめの防止等に関する基本的考え方
 - (1) いじめの定義
 - (2) いじめの未然防止について
 - (3) いじめの早期発見について
 - (4) いじめへの対処について
 - (5) 家庭や地域住民との連携について
 - (6) 生徒会との連携について
 - (7) 関係機関との連携について
- 3 本校におけるいじめの防止等のための取組
 - (1) 本校におけるいじめの防止等の対策のための組織
 - (2) いじめの未然防止のための取組
 - (3) いじめの早期発見のための取組
 - (4) いじめの未然防止、早期発見関連の年間計画
 - (5) 学校におけるいじめへの対処
 - (6) いじめへの対処の流れ
- 4 重大事態への対処
- 5 基本方針の見直し及び公表

1 本校のいじめ防止基本方針について

八代市立千丁中学校では、「いじめ防止対策推進法」第13条に規定されている「学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。」に基づき、次のような基本理念をもって、いじめの防止等の対策に積極的に取り組む。

〈いじめの防止等の対策に関する基本理念〉

いじめの防止等の対策は、教師自ら児童生徒一人一人の大切さを強く自覚し、一人の人間として接するという態度で指導する教職員の姿勢そのものが児童生徒との信頼関係を築き上げ、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨としています。

また、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを、児童生徒が十分に理解できるようにしなければなりません。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、県、市、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを旨とします。

2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」第2条（定義）

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策推進法」第2条（定義）及び「八代市いじめ防止基本方針」（改訂版）Ⅰいじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項3いじめの定義に示されている内容をいじめとしてとらえる。

本校では、いじめの問題は人権に関する重大な問題であり、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題であると認識する。また、いじめは、どの学校にも、どの子にも起こりうるものであり、生命又は身体に重大な危険を生じさせ、時として犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案もある。加えて、いじめの加害・被害という二

者関係だけでなく「観衆」や「傍観者」、さらには「無関心な者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成することが重要であると考え

(2) いじめの未然防止について

すべての生徒を対象とした、いじめの未然防止の観点が必要である。すべての生徒を、いじめを許すことなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために関係者が一体となった継続的な取組が必要である。特に、児童生徒には様々な背景（障がいのある児童生徒、性的指向・性自認に係わる児童生徒、海外から帰国した児童生徒や外国人に児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒等）がある児童生徒もいることから、日常的に当該児童生徒の背景等を踏まえて適切な支援や、保護者と連携を図りながら周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う対応が必要である。

このため、学校教育の根幹に人権教育を据え、教育活動全体を通して道徳教育等を充実させ、読書活動・体験活動を推進することにより、すべての生徒に「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめに負けない」集団づくりを促し、豊かな情操や道徳心、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力を養うことが必要である。

さらに、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力や、ストレスに適切に対応できる力を育み、自己有用感や充実感を感じられる **学校生活づくり** も未然防止の観点から重要である。

いじめの防止には、いじめ問題への取組の重要性についての認識を市民全体に広め、学校、家庭、地域が一体となって取組を推進するための普及啓発も必要である。

(3) いじめの早期発見について

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、すべての大人が連携し、生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。いじめは大人の目が届きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気付きにくく判断しにくい形で行われたりするので、児童生徒の表面的な表情や「大丈夫です。」などといった言動だけで判断することなく、保護者に気になる点を伝えたりするなど、一歩踏み込んだ対応も求められる。また、ささいな兆候であってもいじめを疑い、早い段階からの的確に関わりを持ち、積極的に対応することが大切である。学校や学校の設置者は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、相談窓口の周知等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、家庭、地域と連携して生徒を見守る環境づくりを行うことが求められる。

(4) いじめへの対処について

いじめがあることが確認された場合は、いじめを受けた生徒やいじめを知らせた生徒の安全を確保し、組織的な対応を行うことが大切である。また、個々の事案に応じて、家庭や教育委員会への連絡・相談等を行うとともに、早期に関係機関と連携して対応することが求められる。このため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について理解を深めておくとともに、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備をすることが必要である。

また、いじめが発生した場合は速やかな解決が求められるが、単にいじめた児童生徒によるいじめられた児童生徒に対する謝罪のみで終息するものではなく、双方の当事者の関係修復を経て、周りのもの全員を含む集団が好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すまでが含まれる。表面的には解決したと判断したいじめも、その後の状況を継続して注視していくことが大切である。さらに学校として、全ての児童生徒が、発生したいじめに向き合うことを通して、その反省や教訓を糧に、集団の一員として互いに尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていくことが求められる。

なお、いじめが「解消している」状態として、①いじめに係る行為が少なくとも3ヶ月は止んでいること。②面談等を通して、いじめ被害生徒が心身の苦痛を感じていないかどうかの確認。少なくともこれらの要件が満たされている場合に、いじめが「解消している」状態と判断する。

(5) 家庭や地域住民との連携について

社会全体で生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭との連携が必要である。より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築することが必要である。

なお、アンケート調査等によりいじめが認知されなかった場合は、その結果を児童生徒や保護者、地域住民向けに公表し、検証を仰ぐことで、認知漏れがないか確認する必要がある。

(6) 生徒会との連携について

生徒会の活動目標となるスローガンを決め、生徒会活動（各委員会活動）を通して、その目標を各委員会の活動目標の核とし、生徒たちの話し合い活動と活気ある委員会活動で創りだす活動を支援していく。そのことがよりよい学級と学校生活を営ませ、よりよき自分づくりと望ましい人間関係づくりを行う。

(7) 関係機関との連携について

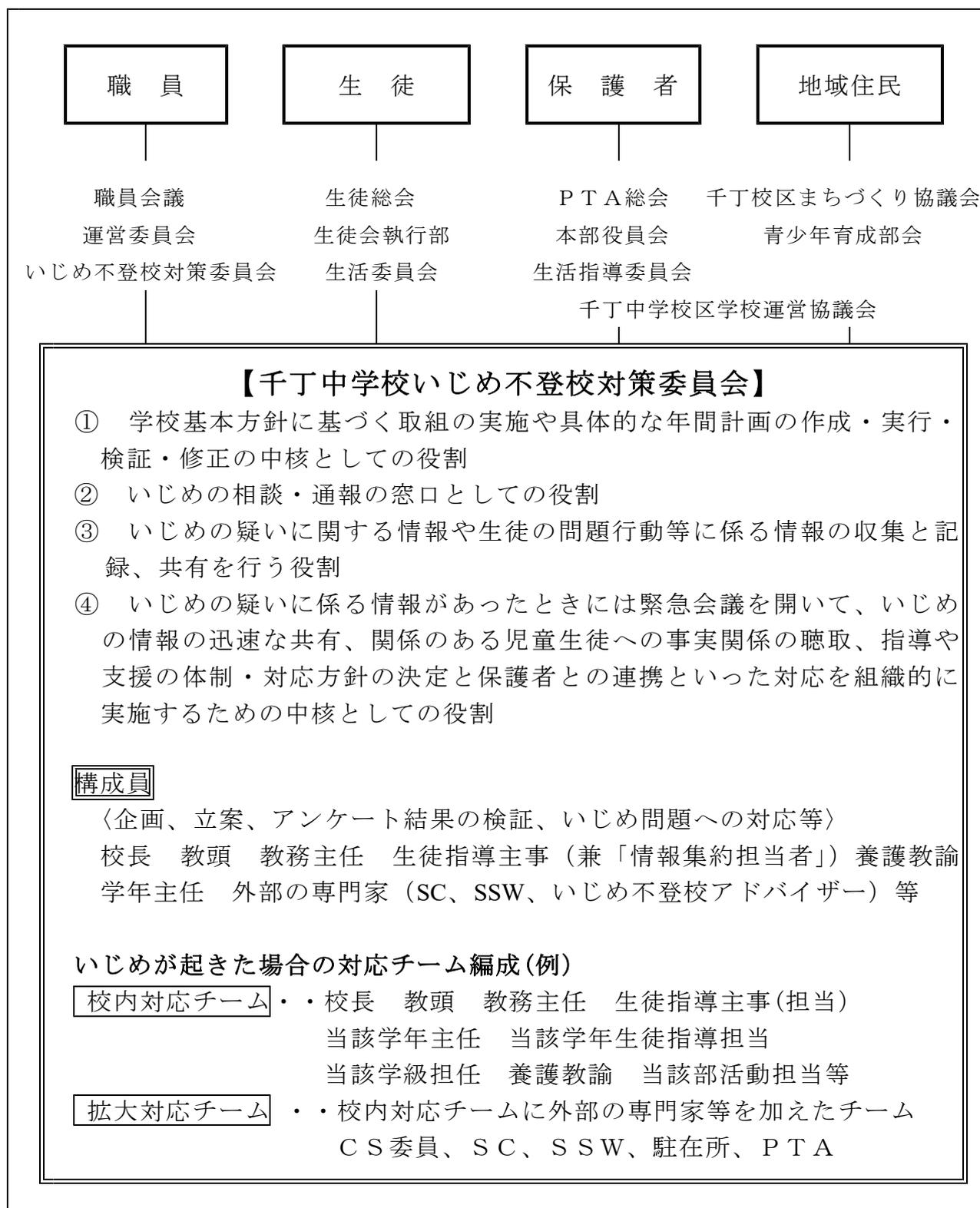
警察や児童相談所等との適切な連携を図るため、平素から、学校や学校の設置者と関係機関の担当者の窓口交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておくことが必要である。

また、犯罪行為として取り扱われるべきと認められる行為については、教育的

な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応を取る。

3 本校におけるいじめの防止等のための取組

(1) いじめの防止等の対策のための組織



(2) いじめの未然防止のための取組

ア 居場所づくり（わかる授業）、絆づくりの実践

月に1回、生徒情報交換を行っている。生徒指導に関係する生徒の情報、不登校生徒関係の情報、学校生活での気になる行動や様子について各学年から伝え、全職員で情報の共通理解を図る。

出た情報をもとに、「生徒指導委員会」「いじめ不登校対策委員会」「特別支援教育校内委員会」「人権同和教育推進委員会」、それぞれの主任へ校長の指示のもと、会を開き該当する生徒への対応策を検討する。

生徒の居場所づくりとして、基本的に1日の生活リズムを崩さないことを目標に置き、教務主任から出る週予定は、精査したものを生徒たちに知らせ、50分授業の実施を行っている。（チャイムで始まり、チャイムで終わる。）

個人面談、アンケート（生徒・保護者意識調査）調査を実施し、生徒理解を行い、いじめの未然防止対策の一助としている。

わかる授業の取組では、少人数指導（数学科）による授業を行っている。

教育委員会の配置による「生徒指導支援員」「特別支援教育支援員」を有効活用し、該当する生徒と一緒に授業に参加させる。

絆づくりでは、本校が、行事を通して子どもを成長させるという取組を行っている。学校行事には、生徒会が関わり、全校生徒を巻き込んだ活動になる。そのために生徒会が重要な役割を果たし、中心的な活動を行っている。行事以外でも委員会活動で活動計画を決め、自主的な活動を行っている。

教師集団は、生徒たちの思考力・判断力・表現力等を高め、自発的、自治的な活動につなげる指導を行っている。また、教師一人一人の言動が、生徒の人格形成に大きな影響を与えることを自覚し、学校における言語環境の整備に努めるとともに、生徒に言葉の大切さを気付かせる指導の充実に努める。

イ 道徳教育の充実

道徳教育推進教師を中心に「道徳教育重点目標」を明確にし、指導方針「①道徳の時間を要として他領域や行事、体験活動との関連を図り、計画的・発展的に指導することで、補充・深化・統合しながら道徳的実践力を高める。②教師の研修を深めることで、道徳的価値及び人間としての生き方について自覚を深め、生徒一人一人が充実感を持てる道徳の時間の在り方を追求する。③『熊本の心』『熊本地震関連教材』等を有効活用し道徳の時間以外の道徳教育にも重点を置き生きる力を育てる。」の3項目に絞り本校の目指す生徒像に近づける。

また、授業参観において道徳の授業を取り入れ、保護者とともに道徳教育が目標としているものを共有する。

ウ 生徒会活動の充実

本校は、行事で生徒を成長させる方針を持っている。行事には生徒会活動の重要な役割が有り、生徒たちもそれぞれの役割を持ち、主体的な活動を行う。

自主的な生徒会活動の事例として、スマホによるトラブル等が多いことから、全校生徒で「SNS等の使い方に関する千丁中宣言」を考え、生徒会執行部から生徒集会で発表した。宣言文は生徒昇降口に掲示するなど、継続的な呼びかけを進めている。

エ 小中一貫・連携教育の取組

八代市は、平成27年度までに小中一貫・連携教育を取り入れ、本校は、平成25年度でモデル校を終了した。一小、一中での取組である。

小中連携を図り、学力向上対策、不登校対策、いじめの未然防止対策等の課題に対し、合同研修を行い3部会（学力向上・研究部会、生活・生徒指導部会、特別活動部会）を設け意見交換を行っている。

その中で、小中の授業参観・授業研究会、児童会・生徒会の交流活動、人権同和教育レポート研修会、課題を負わされている児童生徒の情報交換等を実施している。

小中一貫・連携教育の取組と並行して行っているのが、千丁中学校校区幼、保、小、中連携推進を行っており、「育ちの連携カリキュラム」を作成し、「生活のきまり」の統一を図っている。

オ 体験活動の充実

それぞれの学年での体験活動をとおり、人間関係づくり・規範意識・礼儀作法・けじめのある集団行動等を身に付け、生徒のコミュニケーション能力の育成、主体的及び自発的な活動の育成を図る。

集団宿泊教室（1年）、体育大会、職場体験（2年）、修学旅行（2年）、文化祭、立志式（2年）、スケッチ大会、あいさつ運動、環境ISOへの取組、保育体験（3年生）

カ 校内研修の取組

いじめの未然防止にあたっては、校内研修での人権同和教育研修をとおり、全職員の人権尊重の精神が徹底され、その上で人権に関する知的理解及び人権感覚・意志を育む学習活動を研修する。そのことが、教育活動を全般をとおり、生徒たちの豊かな心の育成に繋がり、他者の痛みや感情を受け入れることができ、豊かな人間関係づくりや人権を尊重した集団となる。

特に、アクティブラーニングの視点を重視した授業が奨励される中、授業に関する発言と私語を区別することに注意を払い、不適切な発言等については、これを見逃さない教職員の育成に努める。

キ 生徒指導充実月間の取組

(ア) 全職員の共通理解と共通実践による指導体制を確立し、積極的生徒指導を推進する。

(イ) 生徒の人格を尊重し、自発性・自主性を啓発し、実践力を高める。

(ウ) 全ての生徒を対象に、いじめアンケート・教育相談を実施し、生徒理解と実態に即した個別指導を徹底する。

このことを基本にし、重点指導内容を決め、各月毎に目標を決め、学校生活のきまりを理解し、楽しく学校生活が送れるように取り組んでいる。

ク 「命を大切に作る心」を育む指導プログラムの活用

基本的な考えとして「命を大切にすることは、自他共に自分の命を輝かせる」ことと捉え、全ての教育活動において、「夢や目標に向かって挑戦する力を育てる指導」と「人と仲良くできる力（人を大切にできる）を育てる指導」を考えている。職員の心構えと実践事項として、次の4点を設定する。

- ・挑戦意識をもたせ出番と活躍を与える。
- ・助け合い協力する機会を仕組む。(ペア読み・学習、グループ学習)
- ・認め、ほめ、励ます言葉を評価し、生徒の自信、勇気、自尊感情、誇りに繋がるようにする。
- ・生徒への言動を磨き、共感的理解に立ち、生徒の心のサインの把握に努めて対応する。

(3) いじめの早期発見のための取組

ア 定期的なアンケート及び教育相談の実施

生徒指導全体計画において、いじめに関するアンケートを各学期に1回実施する。

生徒・保護者の意識調査(夢実現アンケート)を7月と12月に行っている。この中で「豊かな心の育成」の内容に、人間関係づくり、規範意識を問う内容等がある。

この他に

- ・三者教育相談、いじめアンケート調査を行っている。
- ・学期に1回の教育相談。その他、必要に応じ教育相談を行う。

面談の内容次第で、SCやSSWとの相談も対応している。

イ 校内相談窓口の設定と周知

いじめやいじめの疑いのある行為を発見したり情報を把握したりしたときの校内相談窓口は「情報集約担当者」(兼「生徒指導主事」)とする。

- ・職員間での情報交換や生徒から担任への知らせ等が出たら、担任、学年主任、生徒指導主事による事実確認や情報収集を行うが、生徒が相談しやすいと思われる養護教諭も対応する。

ウ 電話相談窓口等の周知

年度当初、学校（生徒指導部）より、いじめ・不登校他生徒のことで気になることがあったら担任や学年主任等をとおして連絡してもらえる相談体制を整え、保護者へ知らせる。

このことは、学校だより、学級懇談会、総会等で学校の電話番号を知らせることも行い、情報発信する。

いじめやいじめの疑いのあることが判明したら、該当する学年の担任、学年主任、管理職へ連絡をすることを保護者や家族に徹底する。

その際、相談を受けたことで得た生徒の個人情報、その対外的な取扱いについて個人情報保護法に沿って適切に管理することを伝える。

エ 特別支援教育の視点から

特別支援教育の視点から、特別支援教育コーディネーターの指導のもと、いじめやいじめの疑いとなっている生徒の個別の支援計画を作成し、「千丁中学校いじめ不登校対策委員会」の会議の中で早期発見と今後の対応方針の一助として使用する。

オ 日々の観察

毎日、生徒と担任との間で交わされる生活ノートにより、学校や家庭での様子を把握する。

(4) いじめの未然防止、早期発見関連の年間計画

	学校行事	道徳	人権学習	学活
4月	入学式 歓迎会	仲間づくり	仲間づくり	中学生になって 学級組織づくり
5月	体育大会 生徒総会	体育大会 絆づくり	体育大会 絆づくり	体育大会スローガン 決め 生徒総会に向けて
6月	心の絆を深める集会 中体連 教育相談	心の絆を深める集会	心の絆を深める集会	学級人権宣言に向け ての取組
7月	終業式 三者教育相談			1学期の反省 夏休みの計画
8月				
9月	職場体験学習(2年) 生徒会役員選挙	命を大切にする心を 育む学習		職場体験学習

	学校行事	道徳	人権学習	学活
10月	教育相談 集団宿泊教室(1年)			宿泊教室に向けて
11月	文化祭			文化祭
12月	修学旅行(2年)	人権学習	人権学習	熊本県心のアンケート 生徒会立会演説会 人権学習
1月	教育相談	命を大切に する心を 育む学習		
2月	立志式(2年)			立志式に向けて
3月	卒業式 修了式			卒業式

※ 月1回の生徒情報交換

	総合的な学習の時間	生徒会活動	校内研修・評価・教育相談	保護者や地域住民との連携
4月			研修計画の立案 人権同和教育の共通理解	危険箇所点検
5月	夢タイム(キャリア 教育の取組について) 生徒総会	体育大会	いじめアンケート 教育相談	
6月	心の絆を深める集会 高校調べ(3年)	心の絆を深める集会	人権同和教育レポート 研修会 小中合同研修会	
7月	上級学校説明会 終業式	終業式	夢実現アンケート	防犯パトロール 夢実現アンケート
8月			小中合同研修会	P T A 愛校作業
9月	職場体験学習	生徒会選挙		

	総合的な学習の時間	生徒会活動	校内研修・評価・教育相談	保護者や地域住民との連携
10月	集団宿泊教室(1年) 文化祭への取組	文化祭への取組	いじめアンケート 教育相談	
11月	文化祭	文化祭	人権同和教育 E ブロック授業研究会 小中合同研修会	リサイクル品回収
12月	修学旅行(2年)	クラスマッチ マラソン・駅伝大会	夢実現アンケート	夢実現アンケート
1月	立志式への取組			
2月	立志式(2年)		いじめアンケート 教育相談 小中合同研修会	立志式
3月	進路学習(1年) 上級学校調べ(2年) 卒業式	クラスマッチ 卒業式		

(5) 学校におけるいじめへの対処

ア いじめについての事実確認

いじめの発見・通報を受けた場合には、速やかに組織的に対応し、生徒指導主事を中心に該当する学年の担任・主任を含めた校内対応チームを立ち上げ、管理職指導の下、調査の方針を決定する。

いじめについての事実確認は、担任及び生徒が日頃相談しやすいとされる養護教諭等で対応する。

事実確認後は、生徒指導主事、管理職に速やかに報告する。また、情報の共有化の視点から、協議のうえ全職員へ報告し、「八代市学校いじめ対応マニュアル」を参考とする。

イ いじめられている子どもへの対応

担任及び生徒指導主事は、いじめられている生徒の心配や不安・苦痛を取り除くことを最優先し、全力で守り抜くという「いじめられた生徒の立場」で継続的に支援する。

- ・安全・安心を確保し、心のケアを図る。
- ・今後の対策について共に考える。
- ・活動の場等を設定し、認め、励ます。
- ・温かい人間関係をつくる。

ウ いじめている子どもへの対応

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめた生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるように指導を根気強く行う。

- ・いじめの事実を確認する。
- ・いじめの背景や要因の理解に努める。
- ・いじめられた生徒の苦痛に気付かせる。
- ・今後の学校生活において仲間づくりについて考えさせる。
- ・ＳＣとの面談等も行う。
- ・必要がある場合は、適切に懲戒を行う。

エ 周囲の子どもへの対応

管理職指導のもと全校集会を行い「いじめは、決して許されない行為であり、人権尊重を逸脱した行為である」ことを生徒に向けて認識させる。しかし、内容によっては、全校生徒への調査を行う必要があり、この場合には調査結果をいじめられた生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であることを留意する。

オ いじめを受けた生徒の保護者への対応

保護者への対応としては、

- ・学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにし、じっくり話を聞く。
- ・家庭での親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める。
- ・関係生徒への調査を行った後、調査結果をいじめられた生徒又はその保護者に提供する。

カ いじめた生徒の保護者への対応

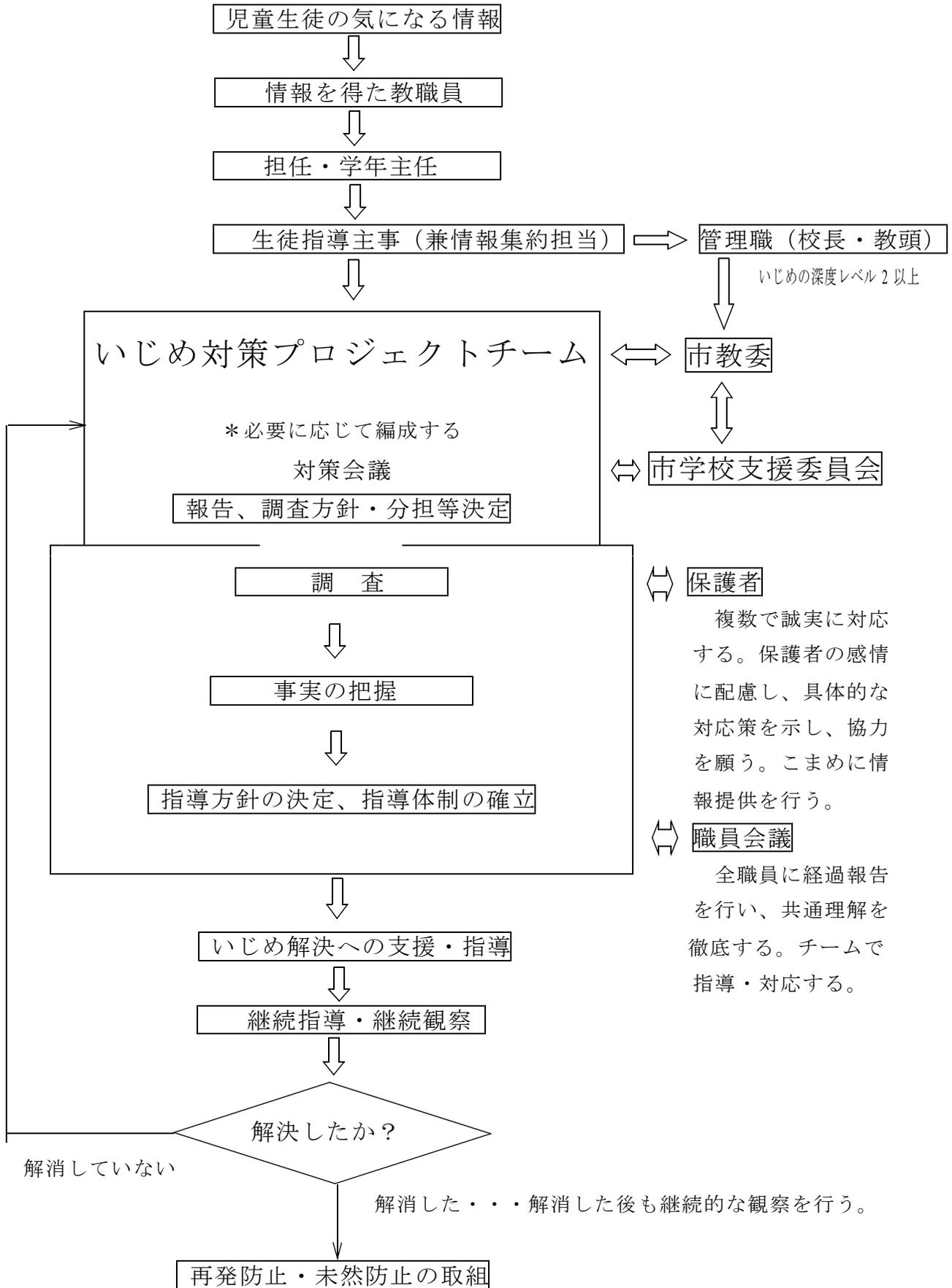
事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明する。

- ・生徒や保護者の心情に配慮する。
- ・いじめた生徒の今後の成長や進路につながるよう教職員と努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える。
- ・何か気付いたことがあれば報告してもらう。

ク 保護者全体への対応

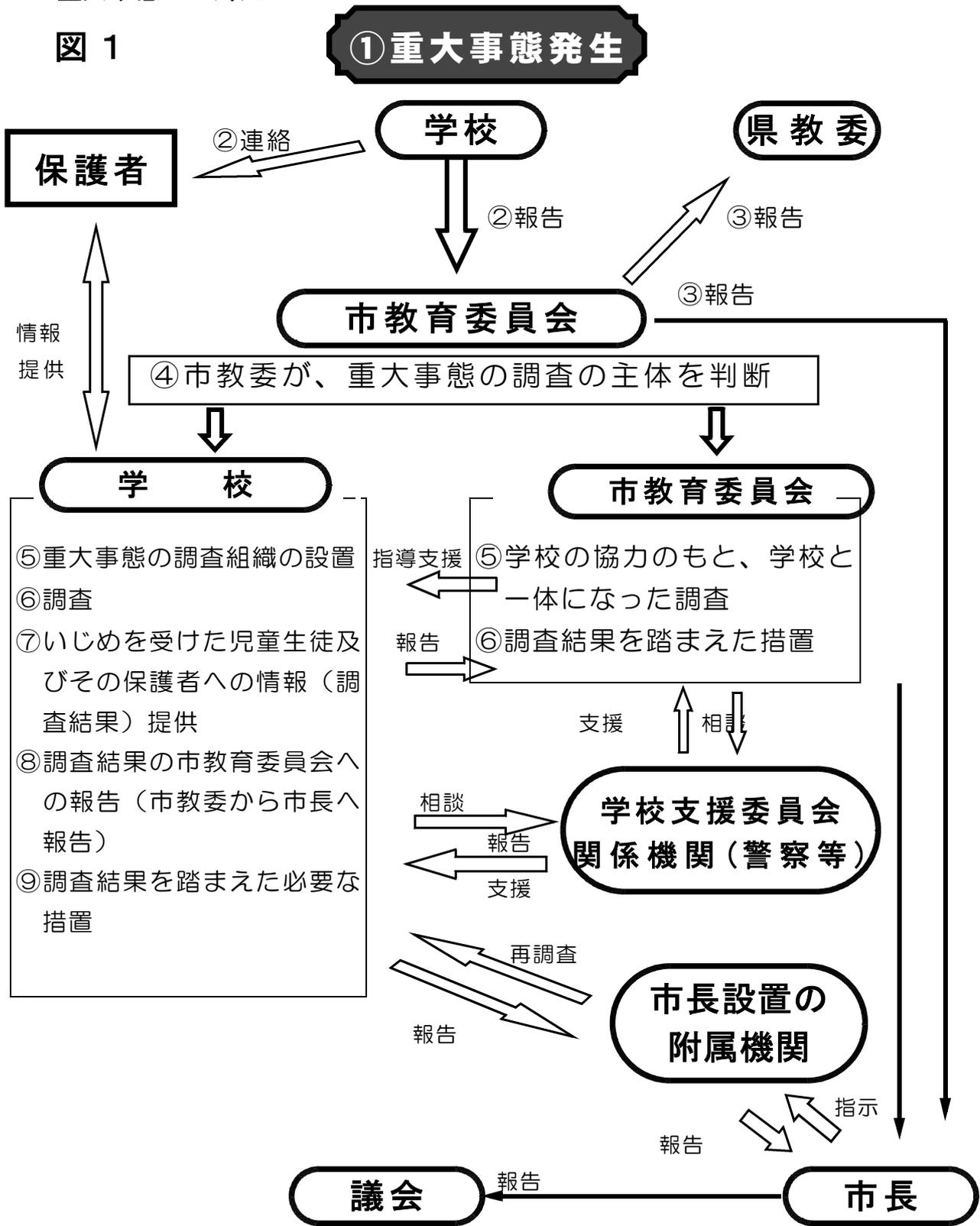
内容を公表しなければならないときは、ＰＴＡの協力を得、いじめの内容と全校生徒への調査を行った結果の説明を行う。

(6) いじめ問題対処の流れ



4 重大事態への対処

図 1



(重大事態)

- いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- いじめにより児童生徒が相当の期間（30日以上）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

5 基本方針の見直し及び公表

学校は、学校における基本方針を保護者・地域へ公表する。